

## 令和元年9月分以降のお子さまの 保育料（利用者負担額）をお知らせいたします

お子さまの保育料については、ご家庭の収入状況を反映させた階層区分等により決定しております。この階層区分については、令和元年8月分までは平成30年度の市町村民税により決定しておりましたが、令和元年9月分は令和元年度（平成31年度）の市町村民税にて決定することとなります。令和元年9月分の保育料が8月分以前と変更となる場合がありますので、令和元年9月分以降の保育料について、「利用者負担（上限）額決定（変更）通知書」にて通知させていただきます。

なお、8月分以前と保育料に変更がない保護者の方にも、一律に通知をさせていただいております。

### <保育料の決定方法について>

- 保育料は、階層区分、多子軽減（2人以上のお子さんが通園した場合等による軽減）により決定します（4ページ「利用者負担額表（月額）」参照）。
- 階層区分は、世帯の市町村民税額の所得割額の合計によって決定しますが、市町村民税の決定時期は毎年6月頃のため、4月分から8月分は前年度の市町村民税、9月分以降は当年度の市町村民税により決定します。

保育料	令和元年度（平成31年度）	
	4月分～8月分	9月分～3月分
算定根拠	平成30年度市町村民税にて決定 (H29.1.1～H29.12.31 収入分)	令和元年度（平成31年度）市町村民税にて決定 (H30.1.1～H30.12.31 収入分)

※ 幼児教育・保育の無償化の対象となる世帯については、令和元年10月分以降の保育料から無償となります。

- 平成30年1月から平成30年12月までの1年間に所得がなかった方でも、階層区分の決定のために市町村民税の申告が必要になります。申告がない場合は、最高階層の区分（D9階層）となる場合があります。
- 世帯には、内縁の夫（妻）や単身赴任等で住民票が別になっている父母を含みます。また、祖父母等と同居している場合で父母（ひとり親世帯の場合は父又は母）の収入の合計額が一定の額に満たない場合は、祖父母等の市町村民税額を保育料の算定に含める場合があります。
- 次の場合は保育料が変更になる場合があります。お住まいの区の保健センターにご連絡ください。
  - ・ 結婚や離婚、祖父母等との同居や別居などで世帯の状況が変わった場合。
  - ・ 祖父母等と同居している場合で継続的に収入が増えたと認められる場合。
  - ・ お子さんの兄・姉について、新制度に移行していない幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または退所、障害児通所支援、医療型児童発達支援を利用する場合または辞められる場合。

### <幼児教育・保育の無償化について>

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所などを利用している3歳から5歳までの全てのお子さま、市民税非課税世帯の0歳から2歳までのお子さまは、令和元年10月分からの保育料が無償となります。詳細につきましては、別途お知らせいたしますが、ホームページ等でもご覧いただくことができます。

また、平成29年度以降、札幌市独自の事業として、3歳未満の第2子（2・3号認定子ども）の保育料を無償としておりますが、令和元年10月以降につきましても継続いたします。

## <減免について>

- 失業（自己都合を除く）、疾病、離婚、災害等、やむを得ない特別な事情により、収入が減少してお困りの方は、保育料の減免制度に該当する場合があります。また、婚姻によらずひとり親になった方は寡婦（寡夫）控除をみなし適用することにより保育料が減額となる場合があります。
- ご相談やお手続きはお住まいの区の保健センターにご連絡ください。
- 申請期限は、減免申請をする保育料の属する年度末までです。
- 減免の条件に該当しなかった場合、既に納期限の過ぎてしまった保育料の分割納付の相談を受けておりますので、子ども未来局子育て支援部施設運営課保育料係（☎011-211-2987）までご連絡ください。

## <保育料の決定に用いる市町村民税の所得割額について>

- 世帯の市町村民税の所得割額にて階層判定を行うため、父母ともに市町村民税が課税されている場合は、父母の市町村民税の所得割額を合算して、保育料の決定を行います。
- 市町村民税の所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して（減税前の金額で）計算し、保育料を決定します。

### 【ご注意ください！】

- ・札幌市を含めた全国の政令指定都市で課税されている方の平成30年度以降の個人住民税については、税制改正に伴い、道府県から市へ税源移譲が行われたことから所得割の税率が6%から8%に変更となりましたが、保育料の決定については旧税率（6%）を元に算出した所得割額を使用します。
- ・政令指定都市で課税されている方の「利用者負担（上限）額決定（変更）通知書」に記載されている所得割額は、旧税率を元に算出した所得割額です。

### 【市町村民税の所得割額の確認書類（みほん）】

#### ① 市民税・道民税 特別徴収税額の通知書

#### [政令指定都市で課税されている方]

「市民税・所得割額⑥」は、新税率（8%）により算出した税額であり、保育料の決定に使用する税額とは異なります。保育料の決定に使用する旧税率（6%）で算出した所得割額は、下記のいずれかの方法で確認してください。

- ◆ 通知書に記載されている所得割額に 6/8 を乗じて算出

※ ただし、簡易的な算出方法であり、正確な金額では無い可能性もあることから目安として使用してください。

- ◆ 旧税率による所得割額が記載されている「市・道民税証明書」を取得

#### [政令指定都市以外で課税されている方]

「市民税・所得割額⑥」が保育料の決定に使用する所得割額となります。

※ 住宅借入金等特別税額控除等の減税を受けている方の場合、保育料の決定に使用する所得割額は減税前の金額を使用しますので、上記の金額と異なることがあります。

② 市民税・道民税 納税通知書

2 ページ目もしくは、3 ページ目（口座振替の方は3 ページ目もしくは、4 ページ目）  
 （札幌市以外の他市町村が発行している場合、様式・名称が異なる場合があります）



[政令指定都市で課税されている方]

新税率により算出した市民税所得割額が記載されています。①特別徴収税額の通知書と同様の方法で、保育料の決定に使用する所得割額（旧税率）をご確認ください。

[政令指定都市以外で課税されている方]

記載されている市民税所得割額が保育料の決定に使用する所得割額となります。

※ 住宅借入金等特別税額控除等の減税を受けている方の場合、保育料の決定に使用する所得割額は減税前の金額を使用しますので、上記の金額と異なる場合があります。

③ 市・道民税証明書（札幌市以外の他市町村が発行している場合、様式・名称が異なる場合があります）

**所得（市・道民税）証**

納税義務者 住所 札幌市中央区大通東〇丁目〇番地  
氏名 札幌 ハナ

平成31年度	合計所得金額		市民税		
	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	
平成30年分の所得の内訳	Y0P	Y0P	参考:旧税率で計算した市民税所得割額	参考:旧税率で計算した市民税所得割額	
(給与収入) 給与所得	Y0P	繰越・雑損	Y0P	Y0P	
	Y0P	医療費	Y0P	Y0P	
	不動産 以下余白	Y0P	社会保険料	Y0P	Y0P
			小規模共済	Y0P	Y0P
			生命保険料	Y0P	Y0P
			地震保険料	Y0P	Y0P
備考	扶養親族の内訳		配偶者	扶養	
	同一生計配偶者	特定	老人		
	一般老人	同居	老人		
	1人	0人	1人	0人	

本書のとおり相違ないことを証明します。  
 令和元年 〇年 〇日  
 札幌市長 札幌 太郎

[政令指定都市で課税されている方]

「旧税率で計算した市民税所得割額」の欄に記載されている金額が、保育料の決定に使用する所得割額となります。

[政令指定都市以外で課税されている方]

記載されている市民税所得割額が保育料の決定に使用する所得割額となります。

※ 住宅借入金等特別税額控除等の減税を受けている方の場合、保育料の決定に使用する所得割額は減税前の金額を使用しますので、上記の金額と異なる場合があります。

# 保育認定（2・3号認定）を受けた子どもの利用者負担額表（月額）

（平成31年4月1日以降適用）

入所児童の属する世帯の階層区分（注①）		利用者負担額（）は二人目の金額						
区分	定義	保育標準時間認定			保育短時間認定			
		4歳以上の児童	3歳の児童	3歳未満の児童	4歳以上の児童	3歳の児童	3歳未満の児童	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
B1	市町村民税が非課税の世帯	3,300円 （0円）	3,300円 （0円）	4,400円 （0円）	3,300円 （0円）	3,300円 （0円）	4,400円 （0円）	
C1	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満	8,800円 （2,200円）	8,800円 （2,200円）	11,000円 （0円）	8,660円 （2,170円）	8,660円 （2,170円）	10,820円 （0円）
D1		48,600円以上 57,700円未満	13,480円 （3,370円）	13,480円 （3,370円）	15,680円 （0円）	13,260円 （3,320円）	13,260円 （3,320円）	15,420円 （0円）
D1		57,700円以上 67,000円未満	13,480円 （3,370円）	13,480円 （3,370円）	15,680円 （0円）	13,260円 （3,320円）	13,260円 （3,320円）	15,420円 （0円）
D2		67,000円以上 97,000円未満	19,800円 （6,930円）	20,350円 （7,120円）	22,550円 （0円）	19,470円 （6,820円）	20,010円 （7,010円）	22,170円 （0円）
D3		97,000円以上 140,000円未満	24,200円 （8,470円）	25,300円 （8,860円）	30,250円 （0円）	23,790円 （8,330円）	24,870円 （8,710円）	29,740円 （0円）
D4		140,000円以上 169,000円未満	25,850円 （9,040円）	29,150円 （10,200円）	39,600円 （0円）	25,420円 （8,900円）	28,660円 （10,040円）	38,930円 （0円）
D5		169,000円以上 254,000円未満	29,430円 （14,710円）	33,220円 （16,610円）	45,870円 （0円）	28,930円 （14,470円）	32,660円 （16,330円）	45,100円 （0円）
D6		254,000円以上 301,000円未満	32,450円 （16,230円）	37,680円 （18,830円）	53,740円 （0円）	31,900円 （15,950円）	37,040円 （18,520円）	52,830円 （0円）
D7		301,000円以上 341,000円未満	34,100円 （17,050円）	39,600円 （19,800円）	60,170円 （0円）	33,530円 （16,770円）	38,930円 （19,470円）	59,150円 （0円）
D8		341,000円以上 397,000円未満	35,200円 （17,600円）	40,700円 （20,350円）	65,450円 （0円）	34,610円 （17,310円）	40,010円 （20,010円）	64,340円 （0円）
D9		397,000円以上	36,300円 （18,150円）	41,800円 （20,900円）	75,900円 （0円）	35,690円 （17,850円）	41,090円 （20,550円）	74,610円 （0円）

### 注① 階層区分

- ・保育料の階層区分は、世帯の市町村民税額が「課税」か「非課税」か、「課税」の場合（均等割のみ課税の場合を含む）は世帯の市町村民税所得割額の合計によって決定します。
- ・市町村民税の所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足戻して（減税前の金額で）計算し、保育料を決定します。
- ・階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税の所得割額、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税の所得割額により決定します。

### 注② 時間区分(保育必要量)

- ・認定されている保育必要量が「保育標準時間」か「保育短時間」かによって保育料の金額が異なります。なお、保育必要量は支給認定証で確認できます。

### 注③ 年齢区分

- ・平成31年度における年齢区分は下記のとおりとなります。  
3歳未満の児童…平成28年4月2日以降生まれの児童  
3歳の児童 …平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれの児童  
4歳以上の児童…平成25年4月2日～平成27年4月1日生まれの児童

### 注④ 多子軽減(2人以上のお子さんが通園した場合等により軽減)

- ・世帯の年収が**約360万円未満**(所得割額が**57,700円未満**)世帯の場合  
・保護者と生計を一にする子ども(※)について、最年長の子どもから順に2人目は( )内の金額、3人目以降は無料(0円)となります。

※別居している場合でも、生活費や学資金、療養費等を常に送金している場合や、余暇には起居を共にしている場合には「生計を一にする」ものとなります。

### 注⑤ 多子軽減(2人以上のお子さんが通園した場合等により軽減)

- ・世帯の年収が**約360万円以上**(所得割額が**57,700円以上**)の世帯の場合  
・同一世帯から2人以上の就学前児童が、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、又は障害児通所支援、医療型児童発達支援、地域型保育給付の対象事業を利用している児童のうち、最も年齢の高い児童については上の金額、最も年齢の高い児童から数えて2人目の児童については( )内の金額となり、最も年齢の高い児童から数えて3人目以降の児童については無料となります。

※所得割額が77,101円未満のひとり親家庭等世帯(母子(父子)家庭、障がい者(児)同居世帯)は【次ページ】のとおりになります。

**保育認定（2・3号認定）を受けた子どもの利用者負担額表（月額）**  
**【ひとり親家庭等（母子（父子）家庭の世帯、障がい者（児）同居世帯）の世帯に係る負担額】**

（平成31年4月1日以降適用）

入所児童の属する世帯の階層区分（注①）			利用者負担額					
区分	定義		保育標準時間認定			保育短時間認定		
			4歳以上	3歳	3歳未満	4歳以上	3歳	3歳未満
			の児童	の児童	の児童	の児童	の児童	の児童
B0	市町村民税が非課税の世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円
C0	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満	3,300円	3,300円	4,400円	3,300円	3,300円	4,400円
D01		48,600円以上 67,000円未満	3,300円	3,300円	4,400円	3,300円	3,300円	4,400円
D02		67,000円以上 77,101円未満	3,300円	3,300円	4,400円	3,300円	3,300円	4,400円

※2人目以降の利用者負担額は無料(0円)となっております。

**注① 階層区分**

- ・保育料の階層区分は、世帯の市町村民税額が「課税」か「非課税」か、「課税」の場合（均等割のみ課税の場合を含む）は世帯の市町村民税所得割額の合計によって決定します。
- ・市町村民税の所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して（減税前の金額で）計算し、保育料を決定します。
- ・階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税の所得割額、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税の所得割額により決定します。

**注② 時間区分(保育必要量)**

- ・認定されている保育必要量が「保育標準時間」か「保育短時間」かによって保育料の金額が異なります。なお、保育必要量は支給認定証で確認できます。

**注③ 年齢区分**

- ・平成31年度における年齢区分は下記のとおりとなります。  
 3歳未満の児童…平成28年4月2日以降生まれの児童  
 3歳の児童 …平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれの児童  
 4歳以上の児童…平成25年4月2日～平成27年4月1日生まれの児童

**注④ 多子軽減(2人以上のお子さんが通園した場合等により軽減)**

- ・世帯の年収が**約360万円未満(所得割額が77,101円未満)**の世帯の場合
  - ・保護者と生計を一にする子ども(※)について、最年長の子どもから順に2人目以降は無料(0円)となります。
- ※別居している場合でも、生活費や学資金、療養費等を常に送金している場合や、余暇には起居を共にしている場合には「生計を一にする」ものとなります。

上記の表にある階層以外についてはひとり親家庭等世帯以外の利用者負担額表【前ページ】のとおりになります。

**<お住まいの区の保健センター（健康・子ども課）等のお問い合わせ先※>**

中央保健センター	(南3西11)	511-7224	豊平保健センター	(平岸6-10)	822-2473
北保健センター	(北25西6)	757-2563	清田保健センター	(平岡1-1)	889-2051
東保健センター	(北10東7)	711-3214	南保健センター	(真駒内幸町1)	522-5780
白石保健センター	(南郷通1南)	861-0336	西保健センター	(琴似2-7)	621-4242
厚別保健センター	(厚別中央1-5)	895-2499	手稲保健センター	(前田1-11)	681-1211
子ども未来局子育て支援部施設運営課保育料係				(南1東1)	211-2987

※ 受付時間：平日（土曜・日曜・祝日を除く）午前8時45分から午後5時15分まで